

令和7年度決算に基づく健全化判断比率について

本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ、早期健全化基準、経営健全化基準を下回る数値となっており、健全です。

1 令和7年度健全化判断比率の状況

(1) 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—	—	6.2%	65.0%
早期健全化基準	12.41%	17.41%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	基準なし

※実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—(該当なし)」で表示しています。

(2) 資金不足比率

会計名称	算定結果
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	—

※資金不足額がないため、「—(該当なし)」で表示しています。

2 健全化判断比率について

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率で構成され、比率ごとに「健全段階」「早期健全化段階」「再生段階」の3段階に区分され、資金不足比率については、「健全段階」「経営健全化段階」の2段階に区分されます。

平成20年度決算からは、比率のいずれかが早期健全化基準（公営企業にあつては経営健全化基準）以上となった場合には、財政健全化計画（公営企業にあつては経営健全化計画）を策定し、自主的な改善努力で財政（経営）の健全化を目指すこととなります。また、いずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を策定し、国等の関与による財政の再生を図ることになります。

3 各比率算定の対象となる会計等

各比率算定の対象となる会計などの一覧表

区 分		本市における会計・団体	健全化判断比率など			
一般会計	普通 会計	一般会計	実 質 比 率 赤 字	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
		市営墓地事業特別会計				
公営事業会計	公営企業会計	水道事業会計	資 金 不 足 比 率			
		下水道事業会計				
		特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計				
		国民健康保険特別会計				
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
一部事務組合		公立岩瀬病院企業団				
		須賀川地方保健環境組合				
		須賀川地方広域消防組合				
		福島県後期高齢者医療広域連合				
		福島県市町村総合事務組合				
		福島県市民交通災害共済組合				
地方公社など		郡山地方土地開発公社				

4 財政の健全化を判断する指標

(1) 実質赤字比率

普通会計の実質赤字額の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率。赤字か黒字かを判断する指標で、財政運営の深刻度を示します。

(2) 連結実質赤字比率

公営事業会計を含めたすべての会計の赤字額と黒字額を合算した実質赤字額（公営企業会計においては資金の不足額）の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率。

その地方公共団体としての、全体の資金不足の程度を把握する指標で、団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

(3) 実質公債費比率

市と関係団体が負担する借入金の返済額やこれに準じる額の合計額の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率の3か年平均値。

その団体として、どの程度を借金の返済に充てているかなどの割合で、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、資金繰りの深刻度の悪化を示す指標となっています。

(4) 将来負担比率

市と関係団体が負担する借入金の返済額や将来支払っていく可能性のある実質的な負担額の残高の標準財政規模（市税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率。

普通会計に加え、公営事業会計、一部事務組合、地方公社等（本市の場合は、郡山地方土地開発公社）を含めた全体の実質的な将来負担を把握する指標で、市と関係団体が抱えているすべての負担が、標準的な年間収入の何年分あるのかなど、将来の財政を圧迫する可能性がどの程度高まっているかを示します。

また、公営企業会計は、次の指標で判断します。

(5) 資金不足比率

公営企業会計における事業の規模に占める資金の不足額の比率。

比率は、公営企業会計ごとに算定し、それぞれの経営状況の深刻度を示すものです。